

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 2 月 23 日 (金) 第3393号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 3
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 3
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 4
- 道路の位置指定の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4

公 告

- 警察官採用試験公告 (警務課取扱い) 4

内水面漁場管理委員会公表

- 第5種共同漁業権に基づく平成30年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成30年 2 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市横川町上ノ字西迫5490番1，字菅牟田5534番6
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第159号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林

として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

阿久根市大川字西谷3269番14, 3269番32, 3269番60, 3269番81, 3269番82, 3269番128, 3269番129, 3269番157, 3269番165, 3269番166, 3269番168, 3269番170, 3269番172, 3269番173, 3269番353, 字大矢堅3333番72から3333番75まで, 3334番8, 3334番9, 3334番75

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第160号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市志布志町田之浦字二本松1815番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林予定森林の所在場所

始良郡湧水町川西字下合鹿倉3006番7

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営特殊農地保全整備（区画整理及び農用地保全）西原台地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年2月26日から同年3月26日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成29年6月6日鹿児島県告示第712号で告示した基本測量の実施は、平成30年2月9日終了した旨の通知があった。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年2月23日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字芦検字大下2525番地先から同村大字芦検字小伊仁2416番1地先まで	前	7.0～46.0	917.0
			前	10.0～30.0	523.0
			後	10.0～30.0	523.0

鹿児島県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年 2 月 23 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 2 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	湯湾新村線	大島郡宇検村大字湯湾字小又1877番1地先から同村大字湯湾字赤土山1875番1地先まで	平成30年 2月23日

鹿児島県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成30年 2 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・14号庁舎瀉山線
- 3 事業施行期間（変更なし）
平成13年11月16日から平成30年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成13年11月16日鹿児島県告示第1492号の事業地のうち大字東方字六社尻及び字座頭井樋を削る。
 - (2) 使用の部分
変更なし

始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和53年 7 月 19 日にした道路の位置の指定の全部を、次のとおり廃止した。

平成30年 2 月 23 日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

廃止年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	道路の所在地	道路の幅員	道路の延長
平成30年 2月6日	大阪府中央区本町橋2番46号 株式会社PALTAC 代表取締役 二宮邦夫	始良市加治木町反土字新田4番・15番合併402, 4番・15番合併403及び4番・15番合併404	4.25メートル	98.45メートル

公 告

警察官採用試験公告

平成30年度警察官採用試験を警視庁（東京都）、神奈川県及び滋賀県と共同して次のとおり実施する。

平成30年 2 月 23 日

鹿児島県警察本部長 河野真

1 試験区分及び職務内容

都 県 名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官A（男性，女性，武道），警察官B（男性，女性，武道）	個人の生命，身体及び財産の保護，犯罪の予防，鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警 視 庁 神奈川県 滋 賀 県	警察官A（男性），警察官B（男性）	

2 受験資格

(1) 年齢

都 県 名	警察官A	警察官B
鹿児島県	昭和62年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
警 視 庁	昭和58年5月15日から平成9年4月1日までに生まれた者	昭和58年9月18日から平成13年4月1日までに生まれた者
神奈川県	昭和58年4月2日以降に生まれた者	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者
滋 賀 県	昭和63年4月2日以降に生まれた者	昭和63年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官A	警察官B
学 歴	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学（4年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成31年3月末までに卒業見込みの者 人事委員会等が上記に該当する者と同等の資格があると認める者（注1） 	左記に掲げる者以外の者（注1）
試験区分（武道）における資格	柔道の段位が3段以上又は剣道の段位が3段以上を有する男性	柔道の段位が2段以上（学校教育法による高等学校を平成31年3月末までに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が2段以上を有する男性
そ の 他	<p>次のいずれかに該当する者は受験できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の国籍を有しない者 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者 	

(注1) 都県によって異なる場合がある。

3 試験の方法，時期及び場所

区 分		警察官A	警察官B
第 教 養	試験日	平成30年5月13日（日）	平成30年9月16日（日）
	試験地	鹿児島市	鹿児島市，鹿屋市，奄美市（武道は鹿児島市のみ）

1 次 試 験	試験等 試験種目	教養試験，論文試験，身体一般検査，実技試験（武道のみ） （注1）	教養試験，作文試験，身体一般検査，実技試験（武道のみ） （注1）	
	適性 検査 等	試験日	平成30年5月31日（木）から6月3日（日）まで	平成30年10月9日（火）から10月12日（金）まで
		試験地	鹿児島市	
	試験種目	適性検査，身体精密検査，体力検査（注2）		
	合格発表	平成30年6月21日（木）	平成30年10月31日（水）	
第 2 次 試 験	試験日	平成30年7月3日（火）から7月9日（月）まで	平成30年11月15日（木）から11月21日（水）まで	
	試験地	鹿児島市		
	試験種目	面接試験		
	合格発表	平成30年7月下旬	平成30年12月上旬	

○ 鹿児島県分については，上記のとおり。他都県については教養試験，論作文試験，身体一般検査の実施日等は上記のとおりであるが，それ以外については，別途当該都県が定める。

（注1） 鹿児島県以外の都県を第1志望とする者は，第1次試験は，教養試験，論作文試験及び身体一般検査のみを行う。

論作文試験は，第1次試験日に実施するが，採点は第2次試験で行う。

（注2） 適性検査等は，教養試験（資格加点を除く）の成績（武道の場合は，教養試験及び実技試験）が一定の基準以上で，かつ，身体一般検査の結果が合格基準を満たす者が対象となる。

4 受験申込手続等

(1) インターネットによる受験申込み

	警察官A	警察官B
申込受付期間	平成30年3月26日（月）午前8時30分から4月9日（月）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。	平成30年8月1日（水）午前8時30分から8月15日（水）午後5時15分までに鹿児島県電子申請共同運営システムのサーバーに到達したものとする。
受験申込方法	鹿児島e申請（ http://www.shinsei.elg-front.jp/kagoshima2/navi/index.html ）において，必要な事項を入力し，申し込むこと。	

(2) 郵送又は持参による受験申込み

	警察官A	警察官B
受験申込書配布開始日	平成30年2月23日（金）	平成30年7月2日（月）
申込受付期間	平成30年3月26日（月）から4月11日（水）まで（11日の消印有効）	平成30年8月1日（水）から8月17日（金）まで（17日の消印有効）
受験申込書の請求先	鹿児島県警察本部，鹿児島県内の各警察署，鹿児島県県外事務所等	
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは，一試験区分に限る。 ・ 警察官A（男性）及び警察官B（男性）は，上記都県のうち第2志望まで選択することができる。ただし，鹿児島県以外の都県を第1志望とした場合は，鹿児島県を第2志望とすることはできない。なお，いずれかの都県で第1次試験に合格した場合は，第2志望は無効となる。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。
- (2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として1年間である。

6 給与

給与は各都県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成30年2月1日時点における初任給は、下表のとおりである（職務経験等がある場合は、加算される場合がある。）。また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官A	200,900円（大学卒）
警察官B	183,900円（短期大学卒）
	170,000円（高等学校卒）

7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県警察本部警務課	郵便番号890-8566 鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話（代表）099-206-0110（内線2636～2639） （直通）099-206-2220

内水面漁場管理委員会公表

第5種共同漁業権に基づく平成30年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年6月8日付け24水管第684号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成30年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成30年2月23日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共第1号	広瀬川漁業協同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は、次のものを標準とする。
鹿内共第2号	高尾野内水面漁業協同組合	100	0		40		50			
鹿内共第3号	高松川漁業協同組合	50	0		30		50			ふな 10グラム
鹿内共第4号	川内川漁業協同組合	250	0	40	50		200		10	
	川内市内水面漁業協同組合	50	0	150	200		200		5	

鹿内共 第5号	川内川漁業協 同組合	20	0	10	5					10グラム ただし、 成鰻を放流 する場合は 増殖目標数 量の3倍を 目安とする。
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	30	10					
	川内川上流漁 業協同組合	20	0	10	20					
鹿内共 第6号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10		
鹿内共 第8号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200		15	やまめ 5グラム
鹿内共 第9号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250			もくずがに
鹿内共 第10号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30			甲幅3セ ンチメート ル
鹿内共 第11号	別府川漁業協 同組合	60	0		20					
鹿内共 第12号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30					おいかわ 体長5セ ンチメート ル
鹿内共 第13号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50					てながえび 5グラム
	松永漁業協同 組合	400	0	30	40					
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20					
鹿内共 第14号	検校川漁業協 同組合	100			10		50			
鹿内共 第15号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50			
鹿内共 第16号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	100					